

第10期中野区健康福祉審議会 介護・高齢部会（第6回）

開催日 令和5年11月17日（金）午後7：00～午後7：57

開催場所 中野区役所 第8会議室（7階）

出席者

1. 介護・高齢部会委員

出席者 石山 麗子、菊池 和美、西村 正美、宮原 和道、丸本 昌平、
海老澤 勇造、高橋 和雄

欠席者 戸邊 眞、築田 晴

2. 事務局

地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課長 古本 正士
地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課長 河村 陽子

【議 事】

○石山部会長

こんばんは。19時になりましたので始めてまいりたいと思います。

第10期中野区健康福祉審議会第6回介護・高齢部会を開催いたします。それではお手元の次第に沿って進めてまいりますので資料のご準備をお願いいたします。それでは本日の資料確認、それから欠席連絡等につきまして、事務局よりお願いいたします。

○古本介護・高齢者支援課長

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。介護・高齢者支援課長の古本よりご案内をさせていただきます。本日の会議ですが、委員9名のうち半数以上の出席が得られておりますので会議は成立しております。また本日は戸邊委員から欠席のご連絡をいただいております。築田委員と丸本委員からはまだご連絡がございませんので遅れて来られるものと思われまます。また西村委員は所用により19時30分でご退席されるということです。

本日の資料でございますが、2種類ございまして、資料1と資料2がございまして。健康福祉総合推進計画の素案の資料1が概要版、資料2が抜粋でございます。第2回の全体会でご説明をいたしました。健康福祉総合推進計画として、個別の計画を1つの冊子にまとめて作成する予定でございます。資料1はその全体計画の概要版でございます。資料2のほうは、全体では第1章から第9章までございまして、その中から介護・高齢部会に関連した部分を抜粋したものでございまして。具体的には、第1章と第2章、そして少し飛びまして第6章と第7章、そして最後の用語解説を抜粋したのになってございます。また事前に皆様にお送りした資料のうち図表が一部欠落している部分がございますので、本日机の上に差替え資料を配付させていただきました。大変失礼いたしました。また、本日の資料ではございませんが、先月、武藤部会長から区長に審議会全体の答申を手交いたしましたので、本日皆様の机にも配付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。資料のご説明等は以上でございます。

○石山部会長

ありがとうございました。それでは議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題、

「中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について」事務局よりご説明をお願いできますでしょうか。

○古本介護・高齢者支援課長

それではご説明をさせていただきます。説明は資料1の概要版でご説明をさせていただきたいと思っております。資料1の1ページ目でございます。1番「計画の策定目的と基本目標」でございます。「健康福祉都市なかの」のまちの姿といたしまして、「区民の誰もが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち」そして「そのために必要な保健福祉のサービスが、公私のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち」としてございます。またこれを実現するための基本目標といたしまして、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」など、4つの基本目標を掲げてございます。

そして次の2番「計画の位置づけ」でございます。この健康福祉総合推進計画と申しますのは、中野区の基本構想や基本計画に基づきまして、健康福祉に関する個別計画でございまして、図にありますように9つの計画を包含するものでございます。その中で地域福祉計画がこの9つの計画のうちの上位に位置づけられるというものでございます。また、高齢介護関係は、2つの計画、障害福祉関係は3つの計画をそれぞれ一体的に作成しているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、次のページになります。2ページでございます。9つの計画につきまして、それぞれ根拠となる法令を記載してございます。

次に少し下にいきまして、3番の「計画の期間」でございます。地域福祉計画など3つの計画の計画期間が5年間、それ以外は3年間となっております。

次に4番、「中野区の現状、地域福祉を取り巻く状況」でございます。区の総人口は2035年にピークを迎えまして、今から2年後の令和7年には、約1万3,000人の方が認知症になるというふうに推計をしております。

次のページ、3ページ以降が個別計画となりまして、介護高齢に関するところ、少し飛びまして9ページになります。8番の「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」についてご説明をいたします。こちらは老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものでございまして、計画目標は、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現」としてございます。基本施策といたしまして5つ掲げておりまして、それぞれの基本施策に対応する具体的な施策を1つから2つ選定をいたしまして、そこに主な取組として記載をしております。

まず1つ目の基本施策、1番ですけれども、「総合的な介護予防・生活支援」でございます。これに対応する施策が施策1と2とございまして、施策1が「介護予防生活支援の推進」、右のほうにいきまして施策2が「生きがいづくりの支援」ということでございます。前者のほうでは、介護予防・フレイル予防のさらなる推進のための団体への支援や地域包括支援センターの体制強化を掲げてございます。後者は、地域の居場所や活動場所の充実、ボランティア活動への支援、シルバー人材センターへの支援を挙げてございます。

次の2番目の基本施策の2番でございます。「在宅医療と介護の連携」でございまして、1つ目の施策が「在宅医療・介護連携体制の推進」ということで、中身としましては、多職種連携、相談体制の強化、必要なサービスの提供など。2つ目の施策といたしましては、在宅療養に関する区民への啓発理解促進でございまして、区民への啓発やかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局との連携推進というのも掲げてございます。

下のほうに参りまして、基本施策の3番目でございます。「認知症対策と虐待防止」で

ございまして、認知症の基本法というのが成立いたしております、これを踏まえまして、権利擁護の推進等を行うものでございます。

次のページに参りまして、これに対応する施策が1と2とございませけれども、1つ目が「認知症施策の推進」でございまして、区民や関係者等への理解の促進に努めますほか、認知症の人にやさしいまちづくりを行うことを目指してございます。右側の2つ目の施策といたしましては、「高齢者の虐待防止」でございまして、医療機関や施設といった関係機関との連携を強化するとともに、緊急一時宿泊、レスパイトケアなども組み合わせて対応する必要があると考えてございます。

次に基本施策の4番でございまして、「安心して暮らし続けるための基盤整備」でございまして、施策が同じように2つありまして、1つが「高齢者の住宅や施設の整備」、2つ目の施策でございませけれども、「在宅サービスと施設サービス等を支える介護人材の確保等」という両面から進めていく必要があるというふうに考えてございます。

最後に基本施策の5番でございまして、「介護保険制度の適正な運営」でございまして、介護保険全般に関わります介護認定や給付や事業者への監督指導、事業所への事業継続支援など、この介護保険制度を継続的・安定的に運営していくための総合的な取組を記載してございます。

その最後の部分でございませけれども、介護保険料について記載をしてございます。介護保険料は介護保険事業計画の策定に合わせまして、3年ごとに設定をしてございます。令和6年度からのむこう3年間の介護事業の見込みに基づきまして、適切に設定をしていきたいと考えてございます。

次のページの認知症施策推進計画につきましては、地域包括ケア推進課長の河村よりご説明をさせていただきます。

○河村地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課長の河村でございませ。着座にてご説明をさせていただきます。今年の6月に認知症基本法が成立したことを受けまして、認知症施策推進基本計画の策定が地方自治体の努力義務とされてございます。施行時期は令和6年4月のため今回の計画策定では努力義務は課せられてはございませませんが、こういった国のほうの動きを先取りいたしまして、今回の健康福祉総合推進計画の中の個別計画の1つとして、認知症施策推進計画を今回初めて位置づけさせていただいたところでございませ。

こちらの計画の基本目標でございませけれども、「認知症になってもいつまでも住み慣れた中野区で尊厳と希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう認知症の人とその家族に寄り添い、その声に耳を傾け、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、相互に支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めます」というものでございませ。

施策につきましては「施策1」「施策2」「施策3」を掲げさせていただいてございませ。施策1は「正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護」ということで、主な取組を5点挙げさせていただいております。1つ目が「当事者・家族等からの情報発信の支援」、2つ目が「認知症への正しい理解の啓発」、3つ目が「本人の意思決定の支援」、4つ目が「成年後見制度の普及・利用の促進」、5つ目が「虐待の防止」でございませ。施策2「早期発見・早期対応を支える体制」では、主な取組としまして、5つ挙げさせていただいてございませ。1つ目は「認知症相談体制の強化」、2つ目が「認知症予防の推進」、3つ目が「支援者連携の推進」、4つ目が「医療体制の整備」、5つ目が「若年性認知症への取組」でございませ。

次のページにお進みいただきまして、施策3「認知症の人にやさしいまちづくり」では、主な取組を5つ挙げさせていただいております。1つ目が「地域での安心・安全な暮らしを支える基盤の整備」、2つ目が「本人・家族等が主体的に参加できる場づくり」、

3つ目が「ケアラー支援」、4つ目が「多機関協働で支える地域づくり」、5つ目が「支援者の活動の促進」でございます。

今回、こちらの介護・高齢部会のほうで認知症施策について答申をいただきましたところを反映させていただいているほか、前高齢者保健福祉計画のところからもスライドして、計画を作らせていただいているところでございます。

高齢者保健福祉計画につきましては、盛り込むべき事項が決まっておりますので、若干重複するところがどうしても出てきてしまいますが、基本的には認知症につきましては認知症施策推進計画をご覧いただければと思っております。答申を踏まえさせていただいたほか、前回の計画ではなかったところとしてご説明をさせていただきますと、施策1の1番「当事者・家族等からの情報発信の支援」は新たに明記をさせていただいたところでございます。また施策3の3番「ケアラー支援」も、これまでの計画のところでは、家族介護教室というような表記でございましたが、今回の計画でケアラー支援ということにさせていただいているところでございます。

ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○石山部会長

ご説明ありがとうございました。ただいま素案についてのご説明をいただきました。素案の概要版、資料1を使ってご説明をいただきました。計画については今、素案という段階で、次が案という段階になっていくのですけれども、素案とはいえ、一応全体会議を通じてつくられてきたものとなっておりますので、今日この後ご議論いただきます。ご意見も頂戴してまいりますけれども、新たな項目を盛り込むというようなご意見というよりは、ほぼつくられてきているこの素案の表現ぶりなどについて見ていただくといったようなところに注力していただければと思っております。

今日の議題については、この素案に関するご意見を頂戴していくというのが中心になっておりますので、その意見出しをしていただきましたら、今日この会議はほぼ終了ということになります。それでは、ご意見を頂戴してまいりますがいかがでしょうか。

○宮原委員

今日別の会がありまして、改めてこの介護・高齢部会の問題というのがすごく大事ななというふうに思ったのもうちょっと分かりやすく伝えたほうがいいなと思って、今日、田村憲久先生が介護業界を安定させなければ子育てにも力が入らない、今、晩婚化が進んでいますので、介護が安定しない限り2人目3人目を産もうという人はいないのではないかとということで、改めて介護はすごく大事なのだなと感じたので、もうちょっと伝わるようにしてほしいなと思ったのですけれども、3番のところで、障害のほうなので河村課長が得意な分野だと思うのですが、障害者の方が議員に8050問題を一生懸命説明していたときに、その議員さんは「ケアマネジャーがついていれば安心ですよ」と言うのですが、伝わってなくて、僕が「8050の50のほう障害者で、80のお母さんが亡くなったときに、残された障害を持った50の子どもはどうしたらいいのですかという質問をしているのですよ」と言ったら「ああそういうことですか。8050のケアマネジャーがついている80のほうの心配かと思いました。」と、全然伝わらない議員さんが区と一緒に議会でセッションしているというのがちょっと悲しいので、もうちょっと議員さんにも伝わる、区議会議員に伝わるような文章でないと当然区民にはもっと伝わらないのではないかなと思ったので、はっきり強く書いたほうがいいかなと。これは感想でございました。以上です。

○西村委員

本当に今、宮原委員おっしゃるとおりだと思えるのですけれども、我々、ちょっと分かっている人間が見て理解できる内容と、もうちょっと具体的に書かないとせつかくいいことを書いても分かりにくいのではないかと。主な取組なんていうのは全体的にとてもよくまとまっているし、自分が見ればなるほどだと思いますけれども、例えば9ページの、施策2のかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進についても何を推進するのか絶対分からないと思うのですね。こういうような、せつかく入っている言葉に対して、お医者さんや歯医者さんや薬局さんが在宅医療にどう関係あるの、どうケアするのかと多分感じるから、みんなに知ってほしいではないですか、せつかくこういう計画だから。そういうふうにしたのが1つと、認知症もそうだし、高齢のほうもそうですけれども、なった人たちにどうするかということをごくたくさん議論したけれども、それと同時に、今の50代、60代という、その段階から自分の健康とか様々なことに気づいていくと、早期発見、早期対応につながるものがたしか出ていたと思っただころはどこにあるのかなと思いました。

○石山部会長

ありがとうございます。区民のあらゆる方から見て分かる表現ぶりがいいということですね。確かに主な取組、我々が見ると経験しているの、「ああ、あのことを言っているのね」とか、ここの議論をずっと通じてきたので、「あのときの議論のことを言っているのね」というので想像がつくのですが、これを初めて見る方とか介護の方をご存じない区民の方が見たときに、何を言っているのかよく分からないではないかということなので、そのあたりをせつかくなので区民の方に分かるような書き方で書いていただくといいというご意見でした。

それから議論で出てきた部分について、反映が十分にされているかどうかについて改めて確認いただきたいということと、もう1点、介護・高齢に関することが必ずしも高齢者だけの問題ではないと。社会全体に影響していつていますということで、その1つとして子どもを産み育てるということ。産む前段階の発想にすら至らなくなってしまうということなので、そうした全体への影響を考えていく必要があるという。これ自体はどこに書き込むのかということなのですが、多分様々な介護・高齢のこともそうですし、ほかのこともいろいろ出てきているのではないかなと思うのですね。区民の生活全体の。そうしたこと自体を意識するようなものになればよいと思いますけれども、事務局のほうでご検討いただければと思うのですが。

なかなか計画として書くときには、それぞれ総合的な計画になっているとは言え、それぞれの介護・高齢の中のものとして書いていくので、役所としては書きぶりが難しいところがあるかもしれませんが、とはいっても世の中がいろんなことが関連し合っていて、かなり逼迫した状況になっているので、書きぶりをかなりダイレクトにしてもいいのではないかとということですね。かなりこの会を通じて言われてきているところでしたので、また表現ぶりというところでご検討いただければと思います。

それではほかいかがでしょうか。

○西村委員

せつかくさつき河村課長が12ページ、13ページの、こういう表現にしましたとおっしゃったところは、新しい、「ここからそうですよ」というのが分かるようにしたほうがいいのではないですかね。これは、こう変えた用語が入っているのだということは、私たちはチェックするから分かりますけれども、ケアラー支援のって、確かに今、言葉はみんな世の中だんだん分かってくるようになったとか、それは、今回から新しく明記

させてもらったのは「新」と書いておくとか、そんなふうにするよりそこに目がいくし、新しい取組をちゃんとしているのだなというのが分かるかなと思いました。

○石山部会長

新しい取組のところですね。今、私そこで気になったのが「ケアラー支援」という記載があるということは、ケアラーとは何かということが分からないといけないので、用語集のところを見ましたら、介護のところにはケアラーが入っていませんので、ありましたっけ。用語解説。計画の素案の抜粋のほうをご覧くださいますと、今回のカ行のところにはケアラーがないですね。ケアラー自体は国が定義をしているわけではなく、国も議論するとき、あるいは、埼玉県が一番最初に全国で定めていますけれども、日本ケアラー連盟のものを引用させてもらっているという感じなので、それでよろしいかと思えます。ではいかがですか。ほかのご意見、これに関連してでもいいですし、ほかのところでも結構です。それではお願いいたします。

○海老澤委員

もういろいろと議論した中の項目が盛り込まれているので、全然そこに異論はございません。先ほど課長のほうから、ケアラーの部分では私は社労士なので、そういうビジネスケアラーというのですか、そういう形で今、介護の両立というところで問題化していると。介護休業自体は93日ということで非常に短くて、本当は、介護は終わりのないところで、こんなに短いのですけれども、中小企業とかですと、時短とかフレックスとか、そういうところで非常にとりにくいと。結局離職してしまうということになると、経済的損失ということで、たまたま部会長が委員をされている社労士業界は結構ざわつきまして、何で経産省なのかというところがあるのですけれども、そういう観点から、今回ビジネスケアラーということと介護の両立というところが、インパクトも強いですし、そういうことなのかなと思いました。以上です。

○石山部会長

ありがとうございます。仕事と介護の両立というのは高齢領域だけではなくて、子の看護も含めた形となっております。いわゆるケアラーとヤングケアラーという言葉は、さっきの日本ケアラー連盟のほうで定義をしております、ビジネスケアラーは経産省のほうで去年2月ぐらいに整備をして出しているものになっております、この前、1週間、2週間前ぐらいに経産省で委員会が始まりまして、私も委員をさせていただいておりますが、先ほど海老澤委員がおっしゃったのは、まさに中小企業にお勤めの方においては、なかなか掘り進めていくことが難しいということで、企業としてどのような工夫ができるのか。もちろん大企業はそうなのですけれども、中小含めてどのような工夫ができるかということは今、経産省で議論が始まっているところではあります。

そうしたことについて、この素案の中には、特にビジネスケアラーとかそういったことは入っていませんが、仕事と介護の両立は入っていませんが、今のケアラー支援の中に様々なことが包含されるということで、そういったことを。

○海老澤委員

そういう表現が入っていたかなと思ったが入っていたので、特に異存はございません。

○石山部会長

分かりました。ケアラー支援というふうに、家族介護者ケースとかいうふうに限定するよりは、ケアラー支援としておくほうが、今後3年間の広がりを持つことができると

思いますので、今、海老澤委員おっしゃったような支援も含めて、必要性が出てきたときには検討できるかというふうに思います。ありがとうございます。宮原委員お願いいたします。

○宮原委員

ケアラー支援ですね、ケアラー連盟でしたか、定義を出している、18歳未満という定義を出しているのですけれども、また新たな言葉で「若者ケアラー」とかも出しているし、「ダブルケアラー」、「トリプルケアラー」もあって、このケアラー支援というところで、もし用語解説をつけるのであれば、ケアラー支援の中にこれからヤングケアラー、若者ケアラー、ダブルケアラー、トリプルケアラー、ビジネスケアラーというのが出てくると思うので、併せて用語解説しておくとか、ケアラー支援とは総合的なものですよと分かるようにしておいてもらったほうがいいのかなと思いました。

○石山部会長

ありがとうございます。最近ケアラーという言葉が出てきてから、かなり細分化した用語が出てきていて、恐らくこの3年間にはもっと違うケアラーという言葉が出てくるのではないかと思います。

大事なものはケアラーというものを全体でまず捉える定義が重要かと思いますので、それをしっかりしていただいた上で、少なくとも国のほうで言われているヤングケアラーとビジネスケアラーまでは現時点では入れておいたほうがよろしいかと思います。ありがとうございます。西村委員よろしいですか。

○西村委員

かかりつけ医のところがかつて在宅医療と介護の連携だから、2のかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進でなくて「活用」、もうどんどん使えという意味で、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の「推進」ではなくて、「連携」とか「活用」とか、この人たちを使うのだというふうに強く出たらどうかなと思いました。

○古本介護・高齢者支援課長

補足いたしますと、資料2の123ページをお開きください。概要版のほうでは簡略化しておりますが、計画本体のほうには「活用」という言葉で表現しております。

○石山部会長

ここについては推進となったときに何を推進するかということになってきますね。活用といったときには区民もそうですし、多職種を活用、お互いに可能ということになるかと思います。様々、国の施策との関連も出てくる言葉かと思いますので、調整をしていただければと思います。

私も。このページでACP、アドバンス・ケア・プランニングという言葉が出てきたので、ちらっと区民の方はお分かりになるかなと思い、用語解説を見たのですが、どちらもなさそうなので、Aで書くのか、アドバンスから書くのか、どちらでも結構ですけれども、解説をお願いできればと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○丸本委員

素案のほうと、抜粋も見させていただき、つくりとしてはこれで問題はないと思います。すごくすばらしいと思うのですが、なので今度例えば、ずらずらっと見ていたのですが、厚いほうの最後のところ、例えば、150ページの認知症のところ、中野区版認知症ケアパス、あんしんガイドとかを作成されているので、こちら、実際に区民に周知するのが大事になると思いますが、これは区役所で作っているのですか。デザイン的には外注で出して、デザイナーの人が表紙やイラストをつくっていただいているのでしょうか。

○河村地域包括ケア推進課長

ご質問ありがとうございます。印刷業者の基本的なフォーマットはございますが、そこに区独自のものを盛り込んでいるということでございます。

○丸本委員

皆さんに伝わるように、理解が深まるわけなので、こういったものパンフレット類をつくるときに、より見やすい表現ですとか、外注で出しているのでしたら何パターンも出してもらって、言葉だけど強くしていくと一般の周知度というのはより上がっていきやすいとか、目についた人は、今回の場合は啓発という意味であるとか、早期発見というのにはよりつながりやすいのかなと思いますので、今回の素案に盛り込むことではないのかもしれないですけども、担当の方の中で内々で共有していただいて、区民のためにうまくやっていただけるといいかなと思いました。ありがとうございます。

○石山部会長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○菊池委員

皆さん、ありがとうございます。とてもよくまとまっていると思うのですが、私は言葉の選び方って難しいなと思いながら改めて見せていただいております。素案のほうの、短いほうなのですが、例えば認知症のほうからいきますと、12ページで施策1、主な取組の2番目に「正しい」という言葉が出てきますけれども、形容詞ってすごく難しく、実際この分厚いほうを見ると理解できるのですが、ここも何かちょっと具体的にしたほうがよいと思われま。ご質問としては、主な取組には「字数制限」はありますか。特にないですか。そうしたらもうちょっと足してあげてもいいのかなということと、あと同じように、形容詞的表現で、13ページ、施策3の主な取組2の「本人、家族等が主体的に参加できる場づくり」で、「主体的に」って何だろうとか、「場」って例えば何々などの場と、こっちの本文を見ると、実際にサロンとか挙がっているのですが、これだけを見てもちっとイメージができるとせっかくならありがたいかなと。さっきのケアラーと似ていますけれども、そんなことを。形容詞表現と具体性を伴うようなものがあると、その上の「基盤の整備」の「基盤」、例えばどんな基盤を重視しているのかとか、そんなことをちょっと感じながら見せていただいております。質問というよりは感想になってしまいます。

前半のほうの高齢福祉、10ページなどでも、こちらも短くせざるを得ないからかと思うのですが、例えば一例ですが、10ページの施策4の右側、介護人材確保・定着支援というところで、この「業務の効率化の推進」って「効率化」って、効率化がどの方向の効率化なのか。時間なのか費用なのか人なのかとかあると思いますけれども、それだけではないかもしれませんが、いろいろなことの何々などがあってもいいものもある

のかなと、ちょっと吟味しないといけないところだと思いますが、もうちょっと具体的にこの文章だけ見てイメージがしやすいとありがたいなど。こちらの本文を読むと分かるのですが、ここだけ見ると何だったかと思ってしまうところがちょっともったいないなと感じております。

○石山部会長

ありがとうございます。概要版なので、長くなっていくと概要版ではなくなっていくというジレンマもありつつですね。言葉の選び方も短くするのは難しいですね。使う単語が限定されるので非常に悩ましいところではありますけれども、可能な限りご検討いただくとありがたいです。

あとは、また書き過ぎると限定されてしまうということもありますので非常に悩ましいと思いますけれども、ぜひご検討をお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。高橋委員、もし何かございましたらいただけますでしょうか。

○高橋委員

実現を目指すまちの姿で「そのために必要な保健福祉のサービスが、公私のパートナーシップに基づいて」と書いてありますが、「公私のパートナーシップに基づいて」とはどういうことですか。

○古本介護・高齢者支援課長

自助・共助・公助ですとか、そのような形で公ももちろん福祉サービスなどを提供いたしますけれども、私側のフォーマル・インフォーマルといいますか、両方の側面から協力関係を築きながらこの目標に向かって区民の誰もが心身ともに健やかで生活を営めるようなまちということで掲げてございます。

○高橋委員

役所と民間個人という意味ですか。それとも役所とビジネスでやっている私企業という意味ですか。

○古本介護・高齢者支援課長

あまり限定した意味ではございませんが、公共的な部門と一般的な個人もあるでしょうし、民間企業もあるでしょうし、公私ということで限定した考え方ではなくて、広い意味で表現しているものになります。

○宮原委員

10ページの基本施策5の施策1の5ですけれども、「介護サービス事業者に対する指導監督業務の推進」という、この指導監督業務というのは表現を変えてもらったかと思うのですが、また「指導監督」に戻すのですか。この単語があるだけで、多分ケアマネジャーは利用者のほうを見ずに、古本課長の顔色を伺うような仕事になってしまうと思うので、実地指導とか指導係とか言わないで「支援」と使ってほしいなど、「介護従事者支援」とかにしてほしいなどというお話を以前させてもらったかと思うのですが、これがまた「指導監督」になっているので、我々は利用者の顔を見ずに古本課長の顔色を伺いながら仕事をするようになっていくのかなということですが、よろしいですか。

○古本介護・高齢者支援課長

用語としては、そういう言い方で仕事をしておりますので、このような書き方になっているのですけれども、これについては、検討しますけれども、法律的な仕事の面からの言い方ですので、これは国や都や区の役割として書いてありますので、これは何も上から目線で指導監督するということではないのですけれども、事業を行っていく上で支援をしていくというようなニュアンスで私たちは仕事していくつもりでございます。

○宮原委員

我々に向けられるものすごくきつい表現で、これをやらないと実地指導入りますとか、これをやらないと実地指導に来るのですねと、我々民間ってものすごくナーバスで、指導監督に来られる、日付を1日間違えたら全部返還だ、記載漏れなんかあったら全部返還、潰れる、倒産します、はいさようならというイメージなので、とても行政の方が使う言葉って我々としてはすごく怖くなってしまいますので、もうちょっと表現を変えてほしいなと思います。僕は都庁で仕事をさせてもらっているときに、あなたの言った言葉は東京都の発言になるのだからもうちょっとソフトに言ってくださいと言われることがあるので、やはり「指導」とかと言ってしまうと、都民の方からクレームなんてことがあるので、助言とかアドバイスというふうに言いなさいと言われることもあったので、ナーバスな部分なのでできるだけソフトにしてもらったほうがいいかなと思います。

○石山部会長

というご意見で、これまでの中野区での経過もあるということが分かりました。これで計画というふうになってきたときに、行政上の位置づけというものもあって、例えば厚生労働省であれば、老健局の介護保険指導室のところで所管をしていて、指導という言葉が入っておりますし、そこで全国の都道府県、市町村の職員に対して、全国指導監督職員研修というものも行っているのです、行政的な用語としてはそのような形になるかと思えます。

計画に位置づけるときにどうするかというのはまたご判断かと思いますが、介護保険の保険者として、やはりここは保険の運用をしっかりとっていくというのが保健者の責務なので、そういう意味ではかなり責任を負っているという観点から、監督や指導していくということは立場的にあると思いますが、一方で誰を見て仕事をするのかとか萎縮をすとか、実際の指導がどういう姿勢で指導されているのかということが恐らく今のご発言というところにつながっていくのだと思いますけれども、厚生労働省の介護保険指導室も、私ここ12、3年ずっと全国研修の講師をさせていただいておりますけれども、上から指導するというよりも、そのスタンスとしては支援をしていくというスタンスということで使い続けているところではありますので、行政の中でどのようにこの言葉が位置づけられているのかということもお調べいただいた上で、こちらの計画上で、指導監督業務というふうにこういう表現をせざるを得ないのか、それとも中野区版としてここを変えることができるのかというのは、改めて調べてご検討いただければというふうに思います。

宮原委員よろしいでしょうか。

○宮原委員

介護保険法を変えるのには国会が開かれて変えなければいけないのですけれども、厚生労働省がつくる省令とか区がつくる条例とかというのは「いつでも変えられますよ、簡単に。法律ではないのだから」と国会議員から言われたことがあるので、やはりもうちょっとソフトに変えてほしいなというふうに思います。

○石山部会長

省令改正は簡単ではないと、私は経験しているので、そう簡単には、国会議員の方の立場であれば簡単なのかもしれませんが、役所側としては簡単だとすることはないところかと思っております。かなり慎重に一言一言選んでいると思います。

なので、これまでの中野区での経過であるとかいうところも分かりましたので、行政の中で使っている用語として、ここの中で変えることができるのか、それともここはこの言葉を使うけれども、運用上の使っていく言葉、実際の言葉のところでは変更しますという整理にするのか、ご検討いただければと思います。

ではほかいかがでしょうか。

○菊池委員

さっき言いそびれてしまいました。12ページの施策1の認知症の2のところですが、「認知症への正しい理解の啓発」とございますが、こちらの本編のほうを見ると、「正しい」の中身がどうやら、確かに正しい理解なのですが、その後半の幅広い世代にというあたりも強調されて書いているような気がするので、もうちょっとその要素が、どこかいつてしまったかなという気がしたものですから。含まれているのだとは思いますが、工夫があったらなと思いながら見せていただきました。

あともう1つ、認知症の人にやさしいまちづくりなのですが、これだけではなくて全体に見ていて、言葉のつくり方なのですが、施策ですので、多分「中野区がこうしていきます」ということをみんな書いているのだと思うのですが、実際には「住民がつくってね」的な感じのものの中には入っているなというところがちょっと気になります。まちをつくるのが「まちづくりをします」と言っているのか、「まちをつくりましょう」的なスローガンなのか、その辺の温度差を、言葉によっては感じるなというところの1つの例で、ちょっと気になりました。

やさしいというのが、主語がどっちに向いているかというのも若干思いますし、主語を少し統一するのと、動詞は誰が使う動詞なのか。多分英語に置き換えるとすごく曖昧になりそうな言葉が並んでいるなと思ったものですから。国際都市の中野区さんとしては英語に置き換えても意味が通じるような形の施策があるといいのではないかなというふうに。英語だとかいうの、多分はつきりするのですよね。さっきまでちょっと英語の授業をやっていたものですから頭を置き換えようと思ったら置き換えられなかったままちょっと気になります。余計なことかもしれませんが、質問というか感想をまた言ってしまいました。ありがとうございました。

○石山部会長

ありがとうございました。計画ですので誰が行うのかというところが計画では必要だということですね。ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。大体皆様よろしいですか。

それでは皆様、ご意見をお出しただけかと思しますので、全体を通じて何かご質問等あればいただきたいと思いますがいかがですか。よろしいですかね。

それでは、本日の議題はこちらの素案に関するご意見を頂戴していくというこの1点でございしますので、本日の議題に関するご意見をお聞きするのは以上というふうになります。少しお時間早いですけれども、最後に事務局から事務連絡などいただければと思います。

○古本介護・高齢者支援課長

どうもありがとうございました。素案の意見募集につきましては、今日これをお持ち帰りいただいて、もしまだ何かありましたら11月27日の月曜日までに、事務局までメール等でいただければと思います。

また、次回の第7回部会ですが、令和6年1月10日の水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また最後に、今日車で来られている方は駐車場のスタンプを押させていただきますので、事務局まで駐車券をお渡しくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○石山部会長

ありがとうございました。次にお目にかかるのは1月10日、年明けでございますね。このメンバーで一緒にお会いするのはちょっと早いですが、今年は最後というふうになっております。まだまだご挨拶するには早いのですが、また来年もよろしくお願いいたします。

それでは今日はこれにて終了とさせていただきます。第6回の介護・高齢部会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

——了——